

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）・認可特定保険業者等に関する命令（案）
に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	▼総論	
1	今般の措置は、平成 17 年の保険業法改正前から特定の者を相手方として保険の引受けを行ってきた団体や社団法人等（以下、各団体という）が行う特定保険業について、既存の各団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在することから、当分の間の特例として、各団体の特定保険業の継続を可能とすべく、それらの団体の実情等に鑑みて規制を整備したものとの理解でよいか。	今回の改正法は、平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、契約者等の保護を図りつつ、当分の間、その実態に即した監督の下で事業の継続を可能とするものです。
2	保険業法・貸金業法に基づく規制を、できるだけ平成 17 年度時点の団体の運営がそのままできるようなものにしていただきたい。	
3	各行政庁は「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・主務省令等に従って、行政庁によって認可特定保険業者等に対する規制の具体的な運用に差異が生じることのないよう、適切な監督を行っていただきたい。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
4	平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の事業の実態が種々様々であることを踏まえ、その実態に即した柔軟な対応が可能となるよう措置されたい。	
5	営利を目的としない互助団体に対し、保険業法の適用除外や、主務省令の更なる規制の緩和をお願いしたい。	認可特定保険業者に係る規制は、同様に特定の者を相手方とする制度共済の例等を参考に、既存の団体の実態等も踏まえつつ定めたものです。これらの規制は、保険契約者等の保護の観点から必要なものと考えます。 いずれにせよ、ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
6	認可特定保険業者に係る規制は、制度共済ではなく少額短期保険業者の例を参考に定めるべきではないか。制度共済と同様の規制では、共済事業の運営が持続できないおそれがある。	
	▼特定保険業の認可（命令案第 2 条～第 15 条）	

7	第2条について、例えば平成17年以前に共済だった法人が一般社団に変更し、代表理事・理事・監事等は平成17年当時の共済と同一である場合にも、「実質的に同一」と見てよいか。	ご質問のケースについては、「代表理事・理事・監事等」が一般社団法人の役員に相当する役職にある者であるかどうかが問題になります。また、役員のみならず、法人の目的、社員（又はこれらに相当するもの）にも照らして判断されます。
8	特定保険業の認可申請業務について、可能な限り負担が少ない簡便なものとなるよう、一層の配慮を要望する。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
9	第5条の各号列举の中に保険金額等は規定されていないが、これらについても、事業方法書や算出方法書の審査において、申請者の行う特定保険業が平成17年の改正保険業法公布の際現に行っていた特定保険業の範囲から逸脱していないか、保険契約者の保護等が図られているかといった観点から、確認が行われるとの理解でよいか。	
10	認可特定保険業者の行政庁は、「公益法人」については旧主務官庁とされるが、この「公益法人」には、旧民法第34条法人であった「特例民法法人」も含まれるか。その場合、当該特例民法法人は一般社団法人又は一般財団法人への移行認可申請の前に、認可特定保険業者の認可申請を旧主務官庁に行えばよいか。	特例民法法人が認可特定保険業者になる場合の行政庁は旧主務官庁となります。 なお、特定保険業の認可申請と、一般社団法人又は一般財団法人への移行認可申請の先後は定められておりませんが、具体的な移行スケジュールについては、行政庁と十分にご相談されることが望ましいと考えます。
11	認可申請書の添付書類については、団体の負担軽減に配慮してほしい。	ご指摘の事項については、必ずしも新たな書類の作成を必要とするものではありませんが、申請者が行う特定保険業の内容が平成17年の保険業法改正時に行っていた範囲内であるかや、保険契約者等の保護の観点から問題がないか等を確認する必要があります。 いずれにせよ、ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。

1 2	旧特定保険業者として認可申請する場合の定款とは、特例民法法人としての定款か、又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 120 条に定める定款変更の案か。前者の場合、特定保険業の認可を受けたあと一般社団法人又は一般財団法人移行後に再度定款変更の認可を受けなければならないのか。後者の場合、登記事項証明書、理事、監事の氏名、履歴書等は就任予定者に係るものとなるのか。特例民法法人として認可申請する場合の定款が、特例民法法人の定款である場合、目的（事業）の中に「認可特定保険業に係ること。」等の規定が必要か。必要とした場合、認可申請前に、主務官庁に停止条件付きの定款変更の認可申請を行うこととなるのか。	一般社団法人又は一般財団法人への移行前に特定保険業の認可申請書を提出する場合は、添付する定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）第 120 条第 2 項第 2 号（又は整備法第 103 条第 2 項第 2 号）の定款の変更の案である必要があります。 この場合、理事・監事の氏名、履歴書等については就任予定者に係るものになります。なお、登記事項証明書については取得後直ちに行政庁に提出していただくことになります。
1 3	認可申請の書類として、「特定保険業に係る三事業年度の事業計画書」「特定保険業以外の事業に係る三事業年度に事業計画書」とあるが、3 年分の計画では短いため、5 年とすべきではないか。	認可申請書の添付書類である事業計画書については、特定の者を相手方として平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内によって保険の引受けを行うことができるという認可特定保険業者の特性を踏まえて、制度共済の例を参考に、3 事業年度分としたものです。
1 4	第 4 条第 8 号のハ及びニで、認可申請書の添付書類として「保険計理人に選任する者の意見書」、「保険計理人に選任する者が確認した結果を記載した意見書」とあるが、当該意見書を作成した「保険計理人に選任する者」を、認可を受けた後に必ず保険計理人として選任しなければならないのか。	認可申請書の添付書類に係る意見書を作成した者と異なる者を保険計理人として選任することは可能ですが、場合により、添付書類の再提出を求められることもあります。
1 5	改正法公布の際行っていた特定保険業についていったん取扱いを停止し、再度引受を開始した場合、認可特定保険業者の行うことのできる特定保険業として認められるのか。	認可特定保険業者が行うことができる特定保険業の範囲は、平成 17 年改正法の公布の日（平成 17 年 5 月 2 日）に現に行っていたものの範囲内であるかどうかによって判断されることになります。
1 6	「平成 17 年改正時に行っていた特定保険業の範囲であることを確認する事項」については、各団体で作成している既存の資料で確認を行い、新たな書類の作成等は不要としてほしい。	ご指摘の事項については、必ずしも新たな書類の作成を必要とするものではありませんが、申請者が行う特定保険業の内容が、平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内であるかどうか等が確認できるものである必要があります。

17	第5条の各号列挙の中に保険金額等は規定されていないが、これらについても、事業方法書や算出方法書の審査において、申請者の行う特定保険業が平成17年の改正保険業法公布の際現に行っていた特定保険業の範囲から逸脱していないか、保険契約者の保護等が図られているかといった観点から、確認が行われるとの理解でよい。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
18	第5条の「保険金の支払事由」に関する具体的な基準を教えてください。例えば、損害保険金の支払額の増・減変更、フランチャイズ制の緩和措置等は実質的同一性に適合すると考えるがどうか。	「保険金の支払事由」の具体的な基準については、監督指針Ⅲ-2-2-2(2)④においてお示ししているところです。ご質問のケースは、これらに照らして判断されることになると思います。
19	保険業者に求められている、「保険約款」、「事業方法書」、「算出方法書」等の書類については、現行の互助団体が規定している「定款」、「運営規則」、「給付規程」等がすでに整備されていることもあり、その必要性はない。	ご指摘の書類については、必ずしも一律の様式とする必要はありませんが、命令案第7条から第9条までに定める事項に漏れがないことが必要です。
20	より簡便な計算方法による方法を加える等の他、モデル約款等の提示等従来通りの共済事業ができるように配慮して頂きたい。	事業方法書等の作成に当たってご不明な点があれば、ご相談願います。
21	算出方法書において、「純保険料に関する事項」は、第9条第1号の「保険料の計算の方法に関する事項」に含まれると考えてよい。	ご理解のとおりです。
22	第11条中の純資産額の計算日は、いつの時点のものとするのか。例えば、認可申請をする日の直前の年度決算の数字でよい。	
23	純資産の算定は、特定保険業として区分された会計の貸借対照表において行うという理解と、団体全体の貸借対照表において行うという理解のどちらが正しいか。	純資産額については、区分経理によっては倒産隔離がされないことや、区分経理を行う保険会社や制度共済においても最低出資額は法人全体で判断していること等を踏まえ、法人全体の貸借対照表に基づいて算出することとしています。
24	純資産額は、その趣旨に鑑み、区分経理を要することとされた特定保険業に係る区分において確保することとすべきではないか。	
25	一律の純資産額基準額を設けず、各団体の財政検証結果をもとに判断することとすべき。やむを得ず純資産基準額を設ける場合には、1項に定める「1,000万円」を引き下げるべきではないか。	命令案においては、財産的基礎に係る基準については、次のいずれかに該当することとしています。 ①純資産額が1000万円以上であること。 ②一定の基準に適合する計画を有しており、かつ、その目的が達

		成される蓋然性が高いと認められること。
26	財産的基礎の要件を達成するための期間について、5年間は短すぎる。少なくとも倍以上の期間、あるいは期限を設けず自主共済の実態に合わせた計画で純資産を積み立てていくべきではないか。	計画の年数については、保険契約者等の保護の観点から、計画遂行の蓋然性を確保し、できる限り早期に所要の純資産額を達成するよう、原則として5年以内としています。ただし、計画の遂行に一定の蓋然性が担保され、認可申請者の状況に照らしてやむを得ない事情があるような場合には、この限りでないこととしています。
27	第11条第1項第2号について、契約者保護のため、計画が失敗した場合は、業務の廃止を命じるべき。したがって、認可の際、計画の実現を条件として付するべき。	認可特定保険業者が財産的基礎に係る認可基準に該当しなくなったときは、準用保険業法第133条（業務の廃止等）の要件に該当することとなります。
28	認可特定保険業者の財産的基礎を、事業の規模・内容に関わらず純資産額1千万円以上という要件のみとし、あわせて経過措置規定やこれに関する例外規定を設けるということでは、十分な契約者保護が図れないのではないか。	認可特定保険業者の財産的基礎については、特定の者を相手方として平成17年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性等を踏まえて定めているものであり、保険契約者等の保護を図る観点から、適切な制度の運用に努めてまいります。
29	不特定多数を相手方として保険業を行う者は認可特定保険業者になることができないことから、適切な制度運営のためには、監督指針Ⅲ-2-2（特定保険業の認可の審査にあたっての留意点）及び認可特定保険業者等に関する命令（案）第12条（事業方法書等の審査基準）等において、特定性の判断に係る基準等が明確にされるべきではないか。	認可特定保険業者は事業方法書に保険契約者及び被保険者の範囲を記載することとされており（主務省令第7条第2号及び第3号）、事業方法書の審査において、認可申請者が特定の者を相手方として保険の引受けを行うかどうかについても審査されることとなります。
	▼業務、経理及び監督等（命令案第22条～第68条）	
30	保険業の資産運用として資金貸付事業を行う場合、貸金業法の適用は除外となるのか。その場合、根拠は、貸金業法第2条第1項第2号（他の法律に特別の規定がある者が行うもの）によると考えてよいのか。	認可特定保険業者が行う特定保険業に係る保険料等の運用として行う資金の貸付けについては、貸金業法第2条第1項第2号に掲げるものに該当します（この場合、命令案第22条第1項第5号の行政庁の承認が必要です）。
31	第22条に規定する資産の運用方法として、認可特定保険業者の保険契約者を被保険者とする生命保険契約の締結が認められているが、他人の生命保険契約についてはモラルリスクが想定されるなかで、保	認可特定保険業者が特定保険業に係る資産運用として締結する生命保険契約の保険者たる保険会社については、事業方法書に記載された保険契約の内容（保険金額を含みます）に関する行政庁の審査

	陰金額の制限等が設けられていないのは、生命保険会社、外国生命保険会社等に対する規制により適正運営が確保されるからという理解でよい。そうであるならば保険会社向けの総合的な監督指針にてこの点を明確にすべきではないか。	(保険業法第5条第1項第3号)、死亡保険の不正利用防止措置義務(同法施行規則第53条の7第2項)に係る規定や、モラルリスクの排除・制限に関する留意点に係る記載(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-5-1-2(14)、Ⅳ-1-8等)があります。
3 2	認可特定保険業では、資産の運用を運用機関(信託銀行、投資顧問等)に委託している例が多く、第22条に定める運用方法の制限により従来の運用が継続できず、不測の不利益を被ることのないように、このような委託を行っている場合は、第22条に定める運用方法の制限の対象外にしていきたい。 また、資産の運用に関し、「行政庁(略)が保険契約者等の保護にける恐れが少ないものと認め」られるか否かの判断基準をお示しいただきたい。	既存の団体が行っている信託銀行等への運用の委託は、基本的に命令案第22条第1項第3号に該当すると考えます。 また、命令案第22条第1項第5号の行政庁の承認に係る具体的な判断基準については、監督指針に記載しているところです(監督指針Ⅲ-2-3)。
3 3	現在の運用方法に加え、認可特定保険業者は外国生命保険会社等との生命保険契約の締結による運用も行えるものと考えてよい。	認可特定保険業者は、命令案第22条第1項第1号から第4号までに掲げる資産運用の方法については、行政庁の承認なく行うことが可能です。
3 4	運用の範囲は国債、地方債、上場株式会社の社債等としているが、リスク分散の観点からも、「価格変動準備金対応資産」と同様に、日本政府と同等以上の信用力を有する外国の発行体の債券も含めるべき。	認可特定保険業者の資産運用の方法については、安全性を重視する必要がある一方で、過度に制限した場合には必要な運用利回りが確保できないこと等によりかえって保険契約者等の保護に欠けるおそれがあることに鑑み、制度共済の例も参考に、国債等のほか上場株式等を含めるとともに、相当程度リスクの高い資産については、行政庁の承認を要することとしているものです。
3 5	認可特定保険業者について、株式等による資産運用を認めるべきではない。	
3 6	認可特定保険業は「裁判外紛争解決制度(金融ADR)」の対象となるか否か。	認可特定保険業者は、裁判外紛争解決制度(金融ADR)の対象とはされていません。
3 7	保険業法第300条の2(金融商品取引法の準用)が準用されない認可特定保険業者に変額保険契約等を取り扱わせることは、金融機能の共通性に着目し顧客保護の観点から業界横断のルールとして制定された金融商品取引法の趣旨にそぐわないのではないかと。	認可特定保険業者に係る募集規制については、特定の者を相手方として平成17年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性を踏まえて定められています。なお、変額保険等を取り扱う場合には、そのリスク等につい

		て保険契約者の十分な理解を得るための説明確保措置を講じさせることにより（命令案第 23 条第 2 号）、保険契約者等の保護を図ることとしています。
38	認可特定保険業者が「平成 22 年改正法」及び関連政・省令によって受ける規制・監督の内容は、消費者保護を主目的の一つとする「保険法」の主旨も踏まえたものであり、認可特定保険業者は「保険法」の規制を直接には受けるものではないと考えてよい。	認可特定保険業者は、保険業法に基づく規制・監督を受けることを理由に保険法の適用を免れるものではありません。
39	命令案第 23 条から第 32 条に規定する「重要事項の顧客への説明」「書面の交付」といった行為は既存の団体の実態になじまないため、実態に即した適切な運用をお願いしたい。	保険契約の内容のうち重要な事項については、保険契約者等に対し適切な方法により説明することとしています。重要事項が何であるかは、保険契約の内容に照らし、個別具体的に判断されるものと考えます。また、書面交付義務については、保険契約者等の保護の観点から特に重要な事項について定めています。
40	「業務報告書」は貸借対照表・損益計算書（収支報告書）・財産目録など必要最低限の業務内容を報告事項にしてほしい。	業務報告書については、行政庁による適切な指導・監督のために必要なものを定めています。
41	直近の事業年度における財産の状況に関する事項として、キャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書を含めるべき。	認可特定保険業者の業務報告書については、特定の者を相手方として平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性や、一般社団法人又は一般財団法人であるという点等を踏まえ、ご指摘の事項は含めないこととしたものです。
42	不特定多数を相手方とする保険契約のリスク算定ルールを機械的に当てはめることで、掛金が大幅に引き上がるとなれば、加入者にとって大きな不利益をもたらすことになるため、各共済団体の過去の運営実績や、財政検証の方法を十分勘案し、例えば平準純保険料式以外の責任準備金の積立て方法であっても、実態として財政の健全性が確保できると認められる場合には、認可すべき。	責任準備金等は、将来における確実な保険金等の支払いを図るため、負債として計上するものであり、必要な額を計上しないことは、保険契約者等の保護の観点から適当ではないと考えます。 また、認可特定保険業者の保険料や責任準備金については、必ずしも画一的な計算方法を求めるものではありませんが、合理的に見積もられた将来の保険金の支払いが、保険料等によって賄われることが必要です。
43	異常危険準備金・価格変動準備金・責任準備金の積立義務を免除または緩和してほしい。	

4 4	第 4 3 条第 5 項本文（表以外の部分）の規定は、算出方法書（改正法附則第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる書類）に従って計算した額の合計額が、表中の当該積立額や積立限度額以上であればよいという理解でよいか。	算出方法書に記載した計算方法が、命令案第 43 条第 5 項の表に掲げる方法に準じた合理的かつ妥当なものであれば、その額が同表に掲げる積立額や積立限度額以上である必要はありません。
4 5	第 4 3 条第 5 項表中の「損害保険リスク」には、自然災害（地震、風水害等）は含まれるか。	自然災害に係るリスクは、損害保険リスクに含まれます。
4 6	農業協同組合や消費生活協同組合などの根拠法を持つ共済における異常危険準備金においては、自然災害を担保する場合には積立上限を設けないこととされていることから、認可特定保険業者においても自然災害を担保するリスクについては上限を設けないことを要望する。	異常危険準備金にかかる積立限度については、通常の予測を超える危険に対して十分な責任準備金を確保するとともに、保険料の水準を適切なものとする観点から設けたものです。 なお、異常危険準備金の積立限度については、命令案第 43 条第 5 項の表に掲げる方法に準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された合理的かつ妥当な計算方法に基づく額とすることも可能です。
4 7	第 4 3 条第 5 項表中の「積立限度額」について、その限度を超えて積み立てることはできるか。また、例えば積立限度の額を一度に全額積み立てることができるということでしょうか。	認可特定保険業者の業務又は財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合には、異常危険準備金の積立て又は取崩しについて、命令案第 43 条第 5 項に定める積立額や積立限度額によらずに行うことができることとしています。 なお、その場合には、命令案第 64 条第 1 項第 9 号の届出が必要となります。
4 8	第 4 3 条第 8 項中の「やむを得ない事情」とは、具体的にどのようなことか。例えば、各団体の事情により保険計理人による計算に基づいた独自の積立限度額を設けて積み立てることができるか。	命令案第 43 条第 8 項に定める「やむを得ない事情」とは、同第 43 条第 5 項に定める方法によっては、適切な額の異常危険準備金の積立てとはならないなど、保険契約者保護に欠けるおそれがあるような場合を想定しています。 また、命令案第 43 条第 5 項の表以外の計算に基づいた積立限度額であっても差し支えありませんが、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること等が必要です。 なお、命令案第 43 条第 8 項に基づき、異常危険準備金の積立て及び取崩しを行う場合には、第 64 条第 1 項第 9 号の届出が必要となります。

49	第44条中「再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。」とあるが、認可特定保険業者の事情に応じて、積み立てることができるという理解でよいのか。	命令案第44条は、再保険に付した場合に、再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てることを禁止するものではありません。
50	契約者への支払い責任額を担保し、共済事業の健全な運用を行うために、十分な責任準備金額の計上が必要であるため、異常危険準備金の積立限度額相当額までを団体の資金的状況に合わせて認可当初から積み立てることが可能となるよう要望する。	認可当初において積み立てられるべき異常危険準備金の額は、命令案第43条第5項の表の積立額の欄に掲げる額（又はこれに準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に記載した方法にしたがって計算した額）以上かつ積立限度額の欄に掲げる額（又はこれに準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に記載した方法にしたがって計算した額）以下となります。
51	第50条第2項後段の契約者配当を行う契約についての記載は、保険期間が1年であり、毎事業年度末に余剰金を還元することを約した契約は含まれるのか。	保険期間が1年以下の保険のみを引受ける場合は、保険計理人の選任は必要ありません。
52	保険計理人の選任を義務付けるべきではない。仮に義務付けるとしても、移行初年度のみ保険計理人を選任することで足りるのではないのか。	認可特定保険業者については、特定の者を相手方として平成17年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性等を踏まえ、短期の保険のみを引き受ける場合には保険計理人の選任を要しないこととしたものです。
53	担保種目の内容によっては、保険数理の知識及び経験を要するものに係る保険料及び責任準備金の算出が必要な場合があることから、保険期間が短期であっても保険計理人の選任の義務付けが必要ではないのか。 また、保険計理人の選任の要否を判断する際の保険期間の具体的な年数は何年か。	他方、長期かつ保険料積立金の計上を要する保険等を引き受ける場合については、保険料及び責任準備金の適切な算出等のためには高度の保険数理の知識を要することから、保険計理人の選任を要することとしたものです（長期の保険とは保険期間を1年超とするものを指します）。 なお、責任準備金の積立てが適切に行われているか等については、保険事故の発生状況、被保険者の年齢構成の変化、資産運用の状況等によって影響を受けることから、保険計理人の選任を要する認可特定保険業者については、毎決算期において確認を受けることが必要です。

5 4	5 年間の経過措置として保険計理人の選任要件が緩和されているが、この場合であっても、保険契約者の保護等を図る観点から、認可特定保険業者等の財務の健全性等について、行政庁による十全な監督が行われるとの理解でよい。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
5 5	保険計理人の選任等について、例えば、主務省令第 4 9 条に該当する場合には、保険計理人の選任及び関与（第 5 0 条）は必要としないが、保険計理人による確認業務（第 5 3 条）及び取締役会等への意見書の提出（第 5 6 条）は必要という理解でよい。	命令案第 49 条各号に該当する場合には、保険計理人の選任を要しないことから、第 53 条に定める保険計理人の確認業務及び同 56 条に定める計算書類を承認する理事会への意見書の提出は必要ありません。
5 6	「保険料及び責任準備金の算出に保険数理の知識及び経験を要する」か否かの判断基準をお示しいただきたい。	「保険期間が長期にわたる保険契約であって保険数理の知識及び経験を要するもの」とは、保険料積立金を要する保険契約を指しています。
5 7	年金数理人が、第 51 条に定める保険計理人の要件に該当するものであることを確認させていただきたい。	年金数理人が命令案第 51 条に定める保険計理人の要件に該当するかどうかは、一概には申し上げられません。
5 8	保険計理人は金融庁が指定すべき。	金融庁が特定の者を保険計理人として指定することはできません。なお、保険計理人の選任について、ご不明な点があればご相談願います。
5 9	保険計理人の有資格者が少ない現状を踏まえ、要件を緩和されたい。	保険計理人の資格要件については、要件を具備する者の数が必ずしも十分ではないと考えられることから、施行後 5 年間の経過措置を設けているところです。
6 0	認可特定保険業の営業開始後、当営業開始前に契約をし管理している特定保険業の保険契約に係る経理と、当営業開始後（認可特定保険業）の保険契約に係る経理とは、改正法附則第 4 条 6 項に該当せず、区分経理する必要はないと考えるがよい。	認可特定保険業の認可前から保有する保険契約と認可後における新たな保険契約については、区分経理する必要はありません。
6 1	特例財団法人から一般財団法人への移行に伴い公益目的支出計画に係る公益目的財産額がある場合には、改正法附則第 4 条第 7 項により毎年行政庁の承認を得て、その他会計（共済会計）から公益会計へ繰り入れることになるのか。例えば、毎年行政庁の承認を得るのは煩	公益目的支出のうち、特定保険業に係る会計が負担すべき額の支出については、特定保険業に係る経費であり、資金の運用には当たらず、行政庁の承認は要しません。その場合、ご質問のような経理処理となるかどうかは、一概には申し上げられません。

	瑣であるので、一定期間分（例えば５年分等々）の繰り入れについて事前に承認を得て、毎年繰り入れていくということは可能か。	他方、他の会計が負担すべき額を特定保険業に係る会計から支出する（又は繰り入れる）ことは、区分経理を行っていないことになり、認められません。 ただし、他の会計が負担すべき額を特定保険業に係る会計から貸し付けることは、資金の運用に当たり、行政庁の承認を受ければ可能です。その場合、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障を生ずるおそれがないと認められれば、複数年分について包括的な承認を受けることも可能と考えます。 なお、上記回答は、特定保険業が公益目的事業等にあたることを意味しません。また、一般社団法人又は一般財団法人の会計に係る整備法上の取扱いについては、公益認定等委員会等にご確認ください。
6 2	認可特定保険業者に移行した後、第５８条により事業方法書の変更を可能としているが、これにより認可特定保険業者が自由に事業を拡大する懸念があり、変更は認めるべきではない。 また、特定保険業の範囲について、具体的な定義をすべき。	認可特定保険業者の事業方法書等の変更に当たっては、変更後の特定保険業が変更前の特定保険業の範囲内であるかどうかについて認可の際と同様の基準により審査が行われることとされており、ご指摘のような変更はできないものと考えます。 なお、特定保険業については、平成１７年改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないものと定義しているところです。
6 3	不祥事件（例えば使用人による横領等）が発生した場合の届出先として、第６４条第２項によれば「・・・行政庁に提出・・・」とあり、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」のⅢ－２－８によれば、「届出書を財務局が受理する」とあるが、届出先は財務局又は行政庁（従前の監督官庁）何れになるか。	不祥事件の届出は、行政庁に対して行うこととなるため、公益法人であった者については旧主務官庁、それ以外の者については金融庁（財務局が受理）となります。
6 4	保険会社が代理代行業務を行う場合には保険業法第９８条第２項に基づく認可が必要とされ、また保険業法施行規則第５１条の２第２項に定められた基準により審査される。認可特定保険業者の場合におい	認可特定保険業者が行政庁の承認を受けずに行うことができる保険代理業については、特定保険業の適正かつ確実な遂行等の観点から、保険契約の種類及び保険契約者等について、平成１７年の保険業

	ても、業務健全性確保の観点から、上記施行規則の基準に準じた要件に合致するもののみが、保険代理業として取り扱える範囲とされるべきではないか。	法改正時に行っていた範囲に限定しているところです。
	▼事業の譲渡又は譲受け（第75条）、合併（第81～89条）	
65	認可特定保険業者相互間となる「特定保険業を行う者を全部の当事者とする」特定保険業に係る事業譲渡等の場合には、特定保険業の実質的同一性を確認するための書面が認可申請書の添付書類として規定されているが、「特定保険業を行う者を一部の当事者とする」事業譲渡等の場合であっても譲受人が認可特定保険業者の場合には、このような確認は必要ではないか。	ご指摘を踏まえ修正します。
66	「保険業法等の一部を改正する法律」附則第4条第17項において読み替えて準用する保険業法第166条第3項第3号で主務省令に委任された事項（電磁的記録に記録された事項の表示方法）について、認可特定保険業者等に関する命令（案）にて規定されていないが、同様の規定を盛り込むべきではないか。	ご指摘を踏まえ、規定を追加します。
	▼保険募集（第94～96条）	
67	認可特定保険業者は保険会社等と異なり、構成員に限定された制度の普及となるため、不特定多数を想定した代理店・募集人の資格要件とすべきではない。会員相互の助け合い制度であることから、会員や役職員が団体自治に基づき、これまで通り普及できることを要望する。	認可特定保険業者に係る保険募集人については、特段の資格要件は定めていません。
68	引き受け保険会社の営業職員の協力も得られるようにして欲しい。	保険会社の営業職員による本来の職務以外の活動については、当該営業職員の本来の職務に支障がないか等の観点から、一義的には、当該営業職員を使用する保険会社により判断されるものと考えられます。
	▼その他	

69	認可特定保険業者の行う保険事業は、保険契約者保護機構によるセーフティネットの対象外であることから、供託金や責任保険契約を規定すべき。	認可特定保険業者については、特定の者を相手方として平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性等を踏まえ、供託等の制度は設けないこととされています。
70	保険募集人は登録制とし、直接販売に限定すべき。仮に代理店販売を認めるのであれば、募集人資格制度は必須とし、また、保険会社向けの監督指針にあるような紹介代理店による法令等の潜脱行為に対する措置を規定すべき。	認可特定保険業者の保険募集人については、特定の者を相手方として平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性等を踏まえ、改正法において、登録を要しないこととされています。また、同様の趣旨から、紹介代理店委託による法令等を潜脱する行為の排除措置は必要ないと考えます。
71	改正法令に基づく責任準備金については、負債として移行法人に係る公益目的財産額から控除されるのか。	責任準備金については、法令等に基づき適切に算出されたものであれば、公益目的財産額の計算の基礎となる純資産額の算定上、負債として取り扱われると承知していますが、最終的には公益認定等委員会等の判断に委ねられます。
72	新法人移行後に開始する認可特定保険業者の業務が健全かつ適切な事業を行っていくための資産については、契約者保護及び経営上の観点からしても必要な事業資産を公益目的財産額から控除できるよう省令上明記してほしい。	公益目的財産額の算定については、公益法人制度改革の趣旨に基づいて、関係法令において所要の規定が設けられていると承知しています。
73	「保険業法等の一部を改正する法律」附則第 4 条第 10 項により政省令に委任された「経営の健全性を判断するための基準に関する算出要素」が、認可特定保険業者等に関する命令（案）にて示されておらず、他方、監督指針Ⅱ-2-2（早期警戒制度）-1（定義）のなお書きでは、早期是正措置に触れているものの実態把握を優先することとされている。監督当局としては、早期是正措置に関する基準がなくとも、行政上の予防的・総合的措置をもって、認可特定保険業者の早め早めの経営改善を促す態勢を実質的に確保すべきではないか。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来たさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。
74	改正法附則第 4 条第 10 項第 2 号中「通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額」とありま	改正法附則第 4 条第 10 項第 2 号は、認可特定保険業者の健全性の基準として、ソルベンシー・マージン比率の計算に必要な額を定めることを想定したのですが、当面は業務の実態把握を優先し健全

	すが、主務省令には規定がない。当該規定は、具体的にどのようなことを想定したものか。また、規定がないということは、行政庁が各団体の事情を勘案して判断するという理解でよいのか。	性の基準を定めないこととしています。他方、行政庁においては、監督権限を適切に行使することにより、業務改善の必要がある認可特定保険業者については早め早めの経営改善を促していくこととしています（監督指針Ⅱ-2-2）。
7 5	認可特定保険業者についても、ソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置を設けるべき。	改正法附則第4条第10項は、認可特定保険業者の健全性の基準として、ソルベンシー・マージン比率を定めることを想定していますが、当面は業務の実態把握を優先し健全性の基準を定めないこととしています。他方、行政庁においては、監督権限を適切に行使することにより、業務改善の必要がある認可特定保険業者については早め早めの経営改善を促していくこととしています（監督指針Ⅱ-2-2）。
7 6	「ソルベンシー・マージン比率を用いた「早期是正措置」に関する基準を規定しているところであるが、認可特定保険業者の事業特性を踏まえ、当面はその多様な業務の実態把握を優先することとしている。」（「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-2-1）とあるが、当面というのはいつまでを想定しているのか。	現時点において、具体的な期間を見通すことはできませんが、認可特定保険業者の業務の実態について、適切な把握に努めてまいりたいと考えています。
7 7	今般の東日本大震災の被災地域の特例民法法人を救済する措置として、新法人への移行期間の終了を少なくとも2年以上は延長すべきであり、それと合わせて認可特定保険業者の認可手続についても、同様に申請期限を延長すべきである。	特例民法法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行時期について、これを延長するための法的措置を行うべきかどうかについては、現時点で確たることは申し上げられません。
7 8	認可特定保険業者は民間保険会社と同様に金融庁・保険業法の規制下に置くべきである。	公益法人については、各主務官庁がこれまで監督を行っておりその業務に関する知見やこれまでの監督を通じて蓄積された情報を有していること等を勘案し、引き続き、旧主務官庁が監督することとしています。
7 9	所管行政庁が金融庁長官から地方財務局長に再委任されることになっているが、自主共済の状況を一番踏まえているのは金融庁であり、所管行政庁を変えるべきではない。	財務局長への再委任は、行政事務の効率性や認可申請者の利便性等を踏まえて行うものですが、ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障をきたさないよう、適切な制度の運用に努めてまいります。

80	特例民法法人は、旧主務官庁及び金融庁（財務局長等）の両方から監督を受ける場合がありますか。	特例民法法人については、特定保険業の認可申請及び当該認可後の監督は、旧主務官庁のみが行うことになります。
81	認可特定保険業者に対する法人格取得の義務付けを撤回することを検討いただきたい。	任意団体が特定保険業を行う場合、財産の帰属や構成員の責任の範囲が不明確であるなど、保険契約者等の保護に支障が生じるおそれがあることを踏まえ、特定保険業の認可を受けることができる者については、改正法附則第2条第7項第1号において、一般社団法人又は一般財団法人に限ることとされています。
82	保険業法施行令第1条の3第4号により、同一任命権者で構成される地方公務員共済組合の組合員に対して行う共済事業について、団体の組織形態に関わらず適用除外であることを明確にすべきである。	保険業法の適用除外については、構成員（加入者）の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能であることが、法令上・社会通念上明らかである団体に限る必要があるとの考え方に基いて規定されています。 したがって、例えば、同一任命権者により任用された一の地方公務員共済組合の組合員を相手方とする事業の場合、これが適用除外に該当するためには、当該事業を行う団体を構成するものが、当該組合員そのものであることが必要です。
83	会員の自治（社団・財団の形態にとらわれず）に委ねられているものについては、法人実態に照らして、法規制により会員を保護する必要があるため、適用除外と規定してほしい。	
84	営利を目的としない互助団体に対し、その健全な経営の実績に鑑み貸金業法の適用を除外するよう強く要請する。	貸金業法は、NPO等の行う営利を目的としない貸付事業についても、資金需要者の利益の保護の観点から、規制対象としており、営利・非営利によって適用の有無が決められているものではありません。また、公益法人改革により一般社団法人又は一般財団法人となった特例民法法人について、（特例民法法人から移行したのではない）新設の一般社団法人又は一般財団法人と仕組みにおいて差異が無いにも関わらず、異なった取扱いとすることは困難です。 ただし、認可特定保険業者が行う特定保険業に係る保険料等の運用として行う資金の貸付けについては、貸金業法第2条第1項第2号に掲げるものに該当することから、「貸金業」には該当しません（この場合、命令案第22条第1項第5号の行政庁の承認が必要です）。

8 5	登録免許税は免除してほしい。	「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号）附則第 3 条の規定により改正される登録免許税法において、国の行政機関による認可については、登録免許税を課税することとされています。
8 6	特定保険業を行っていた者と密接な関係を有する法人へ制度の包括移転をさせる際に、責任準備金への課税関係の懸念を払拭できる規程を明示されたい。	一般社団法人又は一般財団法人に対する法人税について、法人税法別表第 2 に掲げる公益法人等である場合、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税は課されないと承知しています。
8 7	認可特定保険業者といった例外的な規制の枠組みを設けるべきではない。	認可特定保険業者に係る規制は、特定の者を相手方として平成 17 年の保険業法改正時に行っていた範囲内に限って保険の引受けを行うことができるという特性を踏まえて定めているものです。
8 8	認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間は、「当分の間」とされているが、この「当分の間」は、次の法改正が検討されるまでの期間即ち概ね 5 年程度を意味するのか。	認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間について具体的な定めはありません。 なお、改正法附則第 4 条においては、施行後 5 年を目途として、認可特定保険業者を取り巻く様々な状況を見極めた上で、特定保険業に係る制度について検討をすることとされています。
8 9	5 年後の見直しまでには「共済法」制定の準備を進めていただくよう要望する。	改正法の施行後 5 年を目途とした検討に当たっては、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案して、適切な対応を行っていきたいと考えます。

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（案）に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	▼ I. 基本的考え方	
1	各自主共済は歴史的な発展形態が異なるため制度内容も様々であることから、機械的、一律に規制・監督することには道理がない。認可に際しては、平成 17 年の保険業法改正法公布時に行っていた制度を掛金や給付内容の変更なしで再開できるよう、また、財政上、人員体制上新たな負担が伴わないようお願いしたい。	認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であると想定されます。認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）案 I-2 にも記載しておりますとおり、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には必ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしております。
2	今後命令、監督指針を運用する際は、団体の実態を十分把握し、その実情に合わせて、新たな事務負担や費用負担がなく、これまで同様の組織、人的体制、事務手続で加入から給付まで行えるよう、柔軟な対応をしていただきたい。	
3	今回の法改正は、従来どおりの自主共済運営を可能することを目的とした、いわば「救済法案」と理解している。今回の法改正が自主共済に新たな財政負担等を強いるものであれば、共済「救済法」にならないおそれがある。法改正による規制と監督が、柔軟かつ弾力的に実施されることを切に望む。	
4	自主共済に一般の保険と同様の規制をかけてしまうと、運営ができなくなり解散せざるを得ない団体が多く出ることが予想される。自主共済の実態は多種多様であることに鑑み、機械的・一律に規制・監督しないようお願いしたい。制度存続だけでなく、17 年の保険業法改正前に運営していた制度の掛金や給付内容を変更する必要のないよう配慮願いたい。	本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には、必ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしております。 なお、認可特定保険業者が販売できる保険商品については、保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下、「17 年改正法」という。）の公布の際現に取扱っていた保険商品に限られることから、原則として、給付の内容等は同一とする必要があります。

		す。また、保険商品については、監督指針案Ⅲ-2-2-5に記載しておりますとおり、認可申請時に保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか等の観点から審査を行うこととしております。
5	法の趣旨を金融庁長官から事務委任されている地方財務局にも十分徹底し、認可と事業継続が円滑に行われるよう対応していただきたい。	今回の保険業法改正の趣旨を踏まえ、監督指針案において、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法等について体系的に整備しております。 各財務局は、本監督指針に基づき監督事務を実施するものとされているところであり、金融庁としましても、認可特定保険業者の監督が適切に行われるよう引き続き財務局を指導してまいります。
6	認可申請書の手続及び添付書類等については権限の委任先によって見解の相違がでないようガイドラインを作成していただきたい。	
7	監督指針案Ⅰ-2の趣旨が徹底され、この考え方に沿って、実効ある措置がとられることを強く求める。	
8	監督指針案Ⅰ-2の趣旨は、共済の多様な実態に配慮し柔軟な監督を行うものと理解している。本監督指針の趣旨を活かすために、監督事務を行う各財務局にそれらの周知徹底をお願いしたい。財務局毎に監督指針の趣旨が異なり、共済の監督に混乱を来すことのないようお願いしたい。	
9	法改正の趣旨について、以下の文言を追加すべき。 「改正法の施行の際現に当該事業（特定保険業）を行っていた公益法人等については、経過措置として、一定の条件のもと特定保険業を継続して行うことを認めることとした。これは、平成17年に改正された保険業法に伴い、制度運営が継続できない状況に置かれるようになった助け合いの共済制度を、従来どおり運営できるように現状復帰させるための救済措置である。」	今回の保険業法改正は、平成17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特定を設け、契約者等の保護を図りつつ、当分の間、その実態に即した監督の下で事業の継続を可能とするものです。 なお、各財務局は、本監督指針に基づき監督事務を実施することとしており、金融庁としましても、認可特定保険業者の監督が適切に行われるよう引き続き財務局を指導してまいります。
10	認可特定保険業の監督事務の実施により、各財務局の業務が増加することとなるが、従来からの監督事務に影響が生じることがないよう、必要のある場合は担当官の増員等の所要の措置が図られるのか。	実態に応じて検討いたします。

	▼Ⅱ. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目	
1 1	命令案第 43 条第 5 項には異常危険準備金の積立基準・積立限度が定められている。同項において、生存保障以外の保険リスクの計算基準となるのは「当該事業年度の収入危険保険料」とあるが、これは例えば短期決算を行う場合などもその短期期間に収入された危険保険料であるとみてよいか。また、再保険を利用している場合などは、正味収入保険料に含まれる危険保険料であるとみてよいか。	短期決算を行う場合については、貴見のとおりと考えられるほか、当期末における有効被保険者の危険保険料合計額とすることも考えられます。また、再保険に付されている場合についても、貴見のとおりと考えられるほか、当期末における有効被保険者の危険保険料合計額とすることも考えられます。
1 2	認可を受けようとする者が認可前に異常危険準備金と同旨の準備金を積み立てている場合、認可特定保険業者として最初の事業年度決算を行うときの初年度始期異常危険準備金は当該準備金であるとしてよいか。	命令案第 43 条第 5 項から第 8 項に規定された異常危険準備金の上限・下限の範囲内に現状の異常危険準備金が納まっている限りにおいては、貴見のとおりで差し支えないものと考えます。
1 3	期末異常危険準備金が初回決算から積立限度を超える場合、積立限度超過部分を取崩すなどの必要はないという理解でよいか。	異常危険準備金が上限額を超えている場合については、命令案第 43 条第 7 項但し書きの規定により、当該超過部分を取崩す必要があると考えます。ただし、「認可特定保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合」については、同条第 8 項の規定に基づき、取崩しを行わないことも考えられます。
1 4	保険金等の支払が長期に及ぶと認められる保険契約に該当するかどうかの基準が特に示されていないが、団体ごとに判断して差し支えないか。	命令案第 46 条第 3 項に定める「保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる保険契約」とは、例えば、賠償責任保険のように、長期間の裁判などを経て支払責任及び保険金額が確定するような保険種類が考えられます。こうした保険種類として行政庁が認めた場合には、同項に定めた方法により IBNR 支払備金を積み立てることができま
1 5	保険会社向けの総合的な監督指針では「収益等の計上（元受保険料の計上、回払保険料の計上、求償権及び残存物の経理等）や出再責任準備金や出再支払準備金の貸借対照表の注記」の取扱い規定が記されているが、今般の監督指針に記されていないのはなぜか。	認可特定保険業者の契約の実態を考慮して、「元受保険料」、「回払契約」、「求償権」、「残存物代位」等の用語については、本監督指針において取扱いを定める必要が少ないものと考えます。また、再保険についても、法令の規定で概ね十分と考えられることから、監督指針案においては必要最小限の記載としております。

		なお、決算時における処理については、一般に公正妥当と認められる企業会計・公益法人会計の慣行等に従うことになると思います。
16	監督指針案Ⅱ-2-1-3 経理処理(1)①ア.には、保険計理人の確認事項として、所謂1号収支分析を行うこととされている。これは、契約期間が1年を超えるため保険料積立金のある契約、あるいは契約者配当準備金を積み立てる契約が存在するために導入されたものと理解してよいか。その場合、保険料積立金または契約者配当準備金のない契約群団についてのみ分離して1号収支分析を行う必要はないという理解でよいか。	貴見のとおりで差し支えないものと考えます。
17	監督指針案Ⅱ-2-1-3(1)①イ. 中「特定保険業者の継続が困難であるかどうかの確認」については、何を基準に行うべきか。	認可特定保険業者の契約の実態を考慮して、各制度共済のほか、生命保険会社における保険計理人の実務基準を参考に、当該実務基準の3号収支分析に準じた方法・基準により行うことが合理的かつ妥当と考えます。
18	保険計理人による責任準備金の適正性の確認業務は、契約条件の維持を前提とした場合の責任準備金の適正な水準の確認を目的とするものであり、また、事業継続性の確認は、契約条件の維持を前提とした場合に将来の保険事業の継続が困難になる可能性をできる限り早期に予見し、当該事実を確認することによって、可能な限り、契約条件の変更等以外の方法をもって事業の継続が困難になる状況を改善することを目的とするものであるとの理解でよいか。	貴見のとおりで差し支えないものと考えます。
19	監督指針案Ⅱ-2-4-1（保有・出再に関するリスク管理）の観点とは、保有リスクに対する出再の割合にかかわらず契約者保護上重要なものであり、括弧書きは削除すべきではないか。	ご指摘を踏まえ括弧書きは削除します。
20	認可特定保険業者の場合、株式など一定のリスクがある運用手段が認められていることから、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-6-3の「資産負債の総合的な管理」と同様の記載を盛り込むことが契約者保護上必要ではないか。	認可特定保険業者の資産運用については、財務の健全性の観点から安全かつ効率的な運用が求められていることに鑑み、一定の方法に限定するとともに、監督指針案Ⅱ-2-6に記載しておりますとおり、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が求められております。

		また、命令案第 22 条第 1 項第 5 号により行政庁の承認を受けて資産運用を行う認可特定保険業者については、監督指針案Ⅲ-2-3(2)③に記載しておりますとおり、保険会社向けの総合的な監督指針及び保険検査マニュアルの着眼点等も参考にリスク管理態勢の適切性を評価することとしているところであり、こうした枠組みを通じ、保険契約者保護を図っていくこととしております。
2 1	認可特定保険業者は、承認を受けて貸付けも行えるなど流動性リスクは高いと考えられることから、契約者保護を図るため、保険会社向けの総合的な監督指針に準じて取り扱う旨記載すべきではないか。	認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、原則として 17 年改正法の公布の際現に行っていたものと同一のものでなければならず、その商品性や保険契約者の範囲が限定されております。監督指針案は、これらを踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に必要と考えられる項目について整備したものであり、ご指摘の事項については、監督指針案Ⅱ-2-7 に記載されております。
2 2	認可特定保険業の代理店とは、これまで団体自治に基づき行ってきた普及活動の延長に過ぎないため、届出に際しては最小限の書類とし、監督等も基本的には団体の責任で行われる自主的取り組みを尊重していただきたい。	ご趣旨を踏まえ、保険契約者等の保護に支障を来さないよう、適切な対応に努めてまいります。
2 3	監督指針案では保険募集態勢の確立の必要性が示されているが、専任の保険募集人や保険代理店を置く必要がない場合には、これまでの態勢を継続できるよう配慮いただきたい。	認可特定保険業者の保険募集は、17 年改正法附則第 4 条の 2 において読み替えて準用する保険業法第 275 条第 1 項第 2 号で規定されております。①当該認可特定保険業者の社員又は役員（代表権を有する役員及び監事を除く）若しくは使用人が保険募集を行う場合（届出不要）、②保険代理店（17 年改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 272 条の 21 第 1 項第 6 号による届出が必要）、その役員又は使用人に保険募集を行わせる場合がありますが、これらの者については特段の資格要件は課されております。
2 4	監督指針案Ⅱ-3-3-1 に「団体の会員や役職員が団体自治に基づき、	17 年改正法附則第 4 条の 2 において読み替えて準用する保険業法

	これまで通りの普及活動を行うことは差し支えない」との文言を追加すべき。	第 275 条第 1 項第 2 号で「認可特定保険業者の社員又は役員（代表権を有する役員及び監事を除く）若しくは使用人」、「保険代理店」「その役員若しくは使用人」に該当する者については保険募集を行えることが規定されております。したがって、団体の会員及び役員がそれらに該当する場合は、保険募集が可能と考えます。
2 5	認可を取得した場合、現在徴収している会費の中に認可特定保険業の保険料が含まれることになるが、徴収にあたっては会費と保険料の募集文書等への明示（区分）が必要か。	認可特定保険業者は、17 年改正法附則第 4 条の 2 において読み替えて準用する保険業法第 300 条の 2 第 1 項第 1 号及び命令案第 23 条第 8 号において規定しておりますとおり、保険契約者等に対して、保険契約の契約条項のうち重要な事項を説明する必要があります。契約内容のうち保険料については、特に利用者に説明する必要がある事項であることから、会費中に保険料が含まれる場合においては、募集文書等で保険料を区分して明示する必要があると考えます。
2 6	保険者には、保険契約にあたり保険契約者に対し契約内容を適切に伝える使命がある。したがって、保険会社向けの総合的な監督指針に準じ、顧客にとって重要な事項（補償内容、免責事由、変額保険の資産に関する事項、変額保険等の損失発生可能性、苦情処理措置等顧客保護上不可欠な項目）を告げることにについて、記載すべきではないか。	認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、原則として 17 年改正法の公布の際現に行っていたものと同一でなければならず、その商品性や保険契約者の範囲が限定されております。監督指針案は、これらを踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に必要と考えられる項目について整備したものであり、ご指摘の事項については監督指針案Ⅱ-3-3-2(1)が着眼点として記載されております。
2 7	「契約概要」及び「注意喚起情報」に関する項目や注意事項が記されていないのはなぜか。	
2 8	契約者保護の観点から、少額短期保険業者向けの監督指針と同様に、作成契約・超過保険契約のリスクに関する観点を記載すべきではないか。	認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、原則として 17 年改正法の公布の際現に行っていたものと同一でなければならず、その商品性や保険契約者の範囲が限定されております。監督指針案は、これらを踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に必要と考えられる項目について整備したものであり、ご指摘の事項については、所属認可特定保険業者を通じて募集態勢の適切な管理を求めることとしております。
2 9	架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、保険会社向けの監督指針にあるように「拳績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契	

	約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置が講じられているか。」を追加すべきではないか。	
30	認可特定保険業の認可を取得した場合に、契約者を当該認可特定保険業者とした団体契約（契約者を認可特定保険業者、被保険者を会員とする契約）を引受けることは可能か。引受できない場合は団体扱契約となると考えるが、その場合は個別の被保険者に対する保険証券の発行は必要となるか。	認可特定保険業者が保険の引受けを行うことができる相手方の範囲は、平成17年の保険業法改正時に相手方としていた特定の者に限定されます。ご指摘のケースについては、当該基準に照らし、個別具体的に判断されるものと考えます。また、団体扱契約は個人保険契約の集合体であるため、保険契約の締結に際して、普通保険約款で保険証券の発行に関する定めをしている場合には、当該約款に従うこととなります。定めていない場合には、保険法第40条（保険契約の締結時の書面交付）等の規定が適用されます。
31	番号30の場合において団体扱契約となる場合、認可取得後に、加入している被保険者（会員）に対して申込書および重要事項確認書類、契約意向確認などの書類の取付は必要となるか。規約変更（普通保険約款等の変更）の全加入者への通知を持って代替することは可能か。	旧特定保険業者であった時期に保険加入し、認可特定保険業者の認可取得後も引き続きその地位を有する者については、重要事項確認内容及び加入実績の内容を普通保険約款等の変更通知に含めることにより周知することが望ましいと考えます。なお、認可取得後に団体扱契約により新規加入する保険契約者（被保険者）については、書面の交付等により重要事項の説明を行い、内容を了知した旨を十分確認し、確認状況の事後検証ができる態勢が必要となるものと考えます。
32	保険者には、保険契約にあたり保険契約者の意向を的確に確認し、これに沿った契約を締結する使命がある。したがって、契約者保護の観点から、保険会社向けの総合的な監督指針に準じ、顧客の意向の確認書面に関する観点を記載すべきではないか。	認可特定保険業者が行うことができる特定保険業は、原則として17年改正法の公布の際現に行っていたものと同一のものでなければならず、その商品性や保険契約者の範囲が限定されております。監督指針案は、これらを踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に必要と考えられる項目について整備したものであり、ご指摘の事項については、監督指針案Ⅱ-3-5-1-2(12)が着眼点として記載されております。
33	当法人の加入者で、認可特定保険業の契約者及びその他の加入者の個人情報データは、他の福利厚生制度との連携から一括して一つの共	監督指針案Ⅱ-3-6「利用者等に関する情報管理態勢」の記載内容が満たされている限りにおいては貴見のとおりで差し支えないもの

	通したシステムにて管理する必要があるが、認可取得後はファイアウォール等を設けることにより個別に管理しなければならないこととなるか。個人情報の使用の範囲について同意を得ていれば問題ないと思うがどうか。	と考えますが、詳細については、認可申請先の行政庁にご確認ください。
	▼Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点	
34	監督にあたっての報告資料は最小限かつ既存の資料で対応できるようにし、新たな資料作成などで過度な負担とならないようお願いしたい。	ご趣旨を踏まえて、保険契約者等の保護に支障を来さないよう、適切な対応に努めてまいります。
35	申請書作成の手引を示して欲しい。	認可申請等において、不明な点がございましたら、認可申請先の行政庁にご相談ください。
36	一刻も早い再開のため、予備審査についても速やかな対応を要望する。	ご意見を踏まえ、できる限り速やかな対応に努めてまいります。
37	予備審査及び処理に要する期間はできるだけ短縮していただきたい。	
38	監督指針案Ⅲ-2-2-1 密接関係者に関する審査に関し、認可申請者の理事及び監事、社員又は評議員について、全体の人数に関する規定はないのか。	理事等の全体の人数については、保険業法において特段上限を規定しているものではありません。
39	監督指針案の概要には、「認可特定保険業者が行うことのできる特定保険業は、保険会社等が行う保険業とは異なり、原則として平成17年改正法の公布時に行っていたものと同一のものでなければならない」とある。この「原則として」「同一」という条件は、どこまで同一と考えるのか。例えば医療保険を扱っていた旧特定保険業者が平成17年以降認可特定保険業の届出を行うまでの間に引受基準の緩和などの商品改定が行われたり、同様な医療保険の範囲で新商品を作ったりしている場合、これを認可特定保険業に含めることはできるか。	今回の保険業法改正によって認可特定保険業者の行うことができる特定保険業の範囲は、保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由に照らし、17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業と同一のものに限られます。ご指摘の場合についても、上記の基準に照らして判断されることとなります。
40	命令案第8条第2項の「やむを得ない理由」については、各団体の実態に即した対応をお願いしたい。	監督指針案Ⅲ-2-2-3(1)にも記載しておりますとおり、「財産的基礎に関する審査にあたっては、「一定の規制・監督の下で共済事業の

		継続を図る」という今回の保険業法改正の趣旨も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する」こととしております。なお、具体的な「やむを得ない理由」については、監督指針案Ⅲ-2-2-3(3)に例示しております。
4 1	監督指針案Ⅲ-2-2-4(3)③中「保険業務に関する知識を有する者」とは、具体的にどの程度の資質・能力等を有する人材を想定しているのか。	保険業務に関する知識を有する者とは、保険業法（制度共済等を含む）に基づく保険業務、または認可申請者若しくは当該者の密接関係者である旧特定保険業者が 17 年改正保険業法公布の際現に行っていた特定保険業について業務経験がある者を想定しております。具体的には、例えば、生命保険募集人、損害保険募集人または少額短期保険募集人として業務に携わった者であればこれに含まれるものと考えます。
4 2	監督指針案では「少なくとも 1 名は保険業務を 3 年以上経験した者」の配置が必要とあるが、これは特定保険業の認可申請時に満たしていればよいものと解釈いただきたい。	認可申請者の業務遂行能力については、認可申請時において認可申請者が特定保険業を的確に遂行するに足る人的構成を有していることを確認するために、監督指針案Ⅲ-2-2-4 に基づいて審査を行うこととしておりますが、認可後においても「少なくとも 1 名は保険業務を 3 年以上経験した者」の配置が必要と考えます。
4 3	監督指針案では人的構成として 6 つの部門の配置が必要とされているが、独立した部門を置くことは各共済団体にとって過度の負担となりかねない。各部門にあたる業務が支障なく運営できていれば問題はなく、実態を重視した監督をお願いしたい。	認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であると想定されます。本監督指針の適用にあたっては、認可特定保険業者において、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には、必ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしているところであり、本監督指針に基づき、認可特定保険業者の実態に即して監督を行うこととなります。
4 4	内部監査部門やコンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門等は組織の独立性が求められるものであることから、事業者としてその独立性が絶対的に求められるものについては独立部署が必要であるとの認識でよいか。	
4 5	共済事業を遂行する体制整備について「監督指針案Ⅲ-2-2-4 業務遂行能力に関する審査」に掲げられているが、Ⅲ-2-2-4(2)①～⑥及び(3)①などが、当法人の共済事業を実施する場合大きな負担となる。	本監督指針の適用にあたっては、認可特定保険業者において、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には、必

	公益法人の共済事業は必ずしも財政力がある団体ばかりではない。「Ⅰ-2 監督指針策定の趣旨」に基づき、配慮をお願いしたい。	ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしております。また、業務遂行能力に関する態勢の審査については、監督指針案Ⅲ-2-2-4(3)に記載しておりますとおり、「行うべき態勢整備は、申請者が行おうとする業務の規模、特性により異なることに留意し、認可申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取する」こととしております。本監督指針に基づき、認可特定保険業者の実態に即して監督を行うこととなります。
4 6	「体制整備が可能な要員の確保が図られている」場合として、「利用者保護等」に電算システム管理や顧客管理（顧客情報管理含む）、苦情・トラブル管理、内部監査が含まれていると解釈してよい。	ご指摘の事項については、経営管理、保険募集管理、保険金等支払管理及びリスク管理に係る内容も含まれ得ることから、必ずしも「利用者保護」のみに係る内容ではないと考えます。
4 7	平成 17 年改正保険業法成立後、当法人の共済制度は平成 18 年 4 月から新たな加入を停止した。普及活動再開に際し、この間加入申込の機会を逸してしまった、加入年齢で昭和 21 年 2 月 2 日生まれから昭和 26 年 2 月 1 日生まれの方については、同共済制度が認めた場合、普及活動再開年に限って加入申込ができるよう柔軟な運用ができることを要望する。	貴見のとおりで差し支えないものと考えますが、当該特別な取扱いを行う旨、事業方法書に記載する必要があると考えます。 なお、今回の保険業法改正によって認可特定保険業者の行うことができる特定保険業の範囲は、保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由に照らし、平成 17 年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業と同一のものに限られます。ご指摘の場合についても、具体的には上記の基準に照らして判断されることとなります。
4 8	自動継続の保険契約について、当法人は、契約の保険期間満了日の属する月の 2 か月前に契約者あて自動継続の案内書を発送し、契約者の契約継続の意思を確認した後、保険期間満了日の属する月の前月の中旬に自払いにより保険料を引落している。一般財団法人の登記日と認可特定保険業の認可日（営業開始日）を例えば 4 月 1 日とした場合、現在の取扱いによれば、4 月に自動継続の時期が到来する契約について 2 月に自動継続の案内書を発行し、3 月中旬に保険料の引落しをすることになるが、この取扱いに問題はないか。	貴見のとおりで差し支えないものと考えます。

49	監督指針案Ⅲ-2-2-5-1(11)①について、きわめて小規模な組織では、こうした機能分化は現実的に困難である。どの程度の機能分化の徹底を見込んでいるのか。	認可特定保険業者が特別勘定を設ける場合においては、相互牽制機能を確保する観点から、少なくとも資産運用にかかるリスク管理部門と資産運用・予算管理部門における業務を同一の担当者が兼務することは避ける必要があると考えられます。
50	「保険給付を請求する権利(略)が、3年未満で消滅することを約款で定めていないか。」とあるが、10万円を超える慶弔金等の給付事業をあわせて行う場合、保険法上どのような扱いになるのか。	保険法は、保険事業や共済事業にかかわらず適用される規律であり、10万円を超える慶弔金等であっても、それが保険法第95条に定める保険給付を請求する権利に該当する限り消滅時効の規定が適用されます。このため、共済給付金請求権の消滅時効期間を1年、2年としている場合は、これを3年に改正する必要があります。
51	命令第22条第1項第5号の例として、貸付事業以外に金融庁が想定しているものがあるか。	現在のところ、具体的に想定している例はありません。
52	現在、会員の福利厚生の一環として、学資や生活資金の一部を簡便に貸す貸付事業を行っている。現行通りの貸付事業が継続できるよう、認可のための「一定の条件」を組織・運営の実態に応じ、さらに緩和するよう要望する。	認可特定保険業者の資産運用の方法については、旧特定保険業者の実態を踏まえつつ、保険契約者等の保護を図る観点から定めているものであり、命令案第22条第1項第5号の行政庁の承認については、平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産の運用状況その他の事情を勘案し、当該方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないと認められるか否かを判断することとしております。なお、具体的な承認審査にあたっての着眼点については、監督指針案Ⅲ-2-3において記載しております。
53	貸付事業が資産運用の方法として承認されるのであれば問題はないが、「一定の条件」の内容次第では事業ができないおそれもある。「一定の条件」を具体的に示して欲しい。	
54	監督指針案Ⅲ-2-3(2)②ア中「保険契約者等」の「等」とは具体的に何か。	監督指針案Ⅰ-1-1で定義しておりますとおり、保険契約者等とは、保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係者となります。
55	貸付に関し、貸付先を保険契約者に限定しているが、債権保全を条件に、保険契約者以外への貸付も認めていただきたい。	認可特定保険業者の資産運用の方法については、旧特定保険業者の実態を踏まえつつ、保険契約者等の保護を図る観点から定めているものです。命令案第22条第1項第5号の行政庁の承認については、平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産の運用状況その他の事情を勘案し、当該方法が保険契約者等の保護

		に欠けるおそれが少ないと認められるか否かを判断することとしております。さらに具体的な承認の着眼点については、監督指針案Ⅲ-2-3において記載しております。 貸付先の適否についても、当該承認の着眼点に照らして判断されることとなります。
56	監督指針案Ⅲ-2-3(2)②イ(ア)(イ)(ウ)は、例示であり必須条件ではないと考えてよい。	貴見のとおりで差し支えないものと考えますが、資産の運用方法として貸付けを行うことについて承認を受ける場合には、例示で示している方法と同等の方法により当該貸付債権の保全を行うことが必要と考えます。
57	監督指針案Ⅲ-2-3(2)②イ(イ)において、貸付債権保全のために保証会社による保証が必要とされている。当法人の貸付事業は限定された会員に対する貸付であるため、債権は貸付段階の審査により基本的に担保されている。保証会社による債権保全を義務付けることは、この健全な経営の実績を無視したもので納得できず、再検討を強く要請する。	監督指針案Ⅲ-2-3(2)②イ(イ)については、貸付債権の保全方法の例示であり、義務付けているものではありません。監督指針案Ⅲ-2-3(2)②イ(ア)から(ウ)と同等の方法により保全がなされていれば、承認の要件を満たしていると考えますが、当該保全方法が承認の要件を満たしているかについては、承認申請先の行政庁にご相談ください。
58	他業の承認審査、区分経理、他業と兼業を行う場合の資金移動等の承認については、事情を考慮し一定の裁量を設けていただきたい。	他業の兼業承認等に係る着眼点については、監督指針案Ⅲ-2-4に記載しておりますが、具体的な事情等については、承認申請先の行政庁にご相談ください。
59	監督指針案Ⅲ-2-4(注)に「附帯業務」の具体例として「保険事故の発生の予防のための業務(保険契約者等に対する研修・広報、等)」とあるが、「等」にはレクリエーション施設利用等心身の健康管理のための厚生活動も含まれるのか。	「附帯業務」の具体例は、監督指針案Ⅲ-2-4(注)に記載しております。なお、当該事業が「附帯業務」に該当するかどうかについては、それぞれの業務内容等を確認した上で判断することとなりますので、認可申請先の行政庁にご相談ください。
60	当法人の事業の一つである災害防止事業は事故の発生を抑制することを目的とする事業であることから、共済事業の附帯事業として認められるのか。	
61	他業の兼業については、保険会社や少額短期保険業者と同様の「関連業務」の承認申請と同様の基準と捉えてよい。	他業の兼業の承認の審査における着眼点は、監督指針案Ⅲ-2-4(2)に記載しております。

6 2	監督指針案Ⅲ-2-4(2)②中「認可特定保険業者」に損失を生じさせる蓋然性が高いもの」とは、「特定保険業」に損失を生じさせる蓋然性が高いもの」という理解でよい。また、区分経理の趣旨を踏まえれば、「承認し得る場合」で想定しているのは、やむを得ない一時的な資金移動のみであって恒常的な資金移動ではないとの理解でよい。さらに、特定保険業を行ってきた団体の一部で実施している、お祝い金等「特定保険業」に該当しない保障は、特定保険業に係る会計の対象ではないとの理解でよい。	「認可特定保険業者」に損失を生じさせる蓋然性が高いもの及び「承認し得る場合」で想定している場合については、貴見のとおりで差し支えないものと考えます。 なお、特定保険業を行ってきた団体の一部で実施しているお祝い金事業等の特定保険業に附随する事業については、特定保険業に係る会計において経理することが適当と考えます。
6 3	当法人は、会員への災害防止活動と福利厚生制度・災害補償事業（特定保険業）を不可分に運営している。災害防止事業が災害補償事業の附随事業として区分経理された場合、現行のその他業務は全て兼業可能である事業と認められるよう要望する。	「他業の兼業の承認」の審査における着眼点は、監督指針案Ⅲ-2-4(2)に記載しております。なお、当該事業に係る「他業の兼業の承認」については、認可申請先の行政庁にご相談ください。
6 4	当法人は特退共事業と共済事業を別勘定で行っているが、認可特定保険業者において、特退共事業の兼業が認められるよう要望する。	
6 5	当法人は会員への福利厚生の提供を主としており、保険業は全体の業務の一部である。保険業の健全性等は法令で規定される区分経理によって充足され则认为るので、現行業務を他業とする場合は、全て兼業可能な事業と認められるよう要望する。	
6 6	監督指針案Ⅲ-2-4-(3)②ア. 中「財務の健全性が十分に維持される金額の範囲内」について具体的な基準があれば明示されたい。	認可特定保険業者については、業務の規模・特性が一樣でないことから、「財務の健全性が十分に維持される金額の範囲」について具体的な基準は定めておりません。
6 7	区分会計される認可特定保険業からの資金の移動は規定されているが、区分会計への資金の移動は自由に行えるのか。また、その場合は本体会計からの借り入れ等は可能か。	他の会計から認可特定保険業の会計への資金の移動については、原則自由に行えるものと考えます。また、他の会計からの借り入れについては可能と考えますが、特定保険業に係る会計から他の会計への資金流出を防ぐために区分経理を義務付けている趣旨を踏まえると、借り入れに係る利息については、一般的な費用の範囲として認められる程度に限られると考えます。